

「長生き」と「日本国憲法」 ……社会保障をイロハから学びなおす

—地球市民の書棚から③③

地球市民 大村 昌宏



○すべての国民は、

健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

○国は、すべての生活部面について、

社会福祉、社会保障及び公衆衛生の

向上及び増進に努めなければならない。

(日本国憲法 第 25 条)

これは、国民の生存権とそれを保障する国の義務を定めた日本国憲法の項目です。この定めにより戦後日本は、社会保障・公衆衛生の向上につとめ、長寿社会を実現してきました。結果、治安の良い安定した社会を実現しました。しかし「社会保障がどんな仕組み」になっているのか、よく知りません。日本社会が大きく変わろうとしている今、社会保障について学び直してみました。以下は、私の学びのメモです。間違いがあればご指摘ください。

「長生きする」のは、悪いこと？

高齢者が増えたので医療費が増加し財政を圧迫している。「人生百年時代」皆が長生きする時代になったので年金の支給年齢を引き上げる」、現政権の高官達は、口を開けば、まるで「長生きするのが悪いこと」のような口調です。

そして、医療費の削減対策を実施してきています。患者の「窓口負担」の割合を多くし、「安易に」医療機関へかかれないようにする。病院の入院期間が長くナルほど「病院の収入がどんどん減る仕組み」にし、高齢者が病院に居られないようにする。

しかしその結果、「お金がないから医療機関にかかれない」という方が増え、重篤になってから救急車で運ばれたり、手遅れとなるケースが多発しています。

はては保険料の未払いを理由に「健康保険証」を取りあげるなどの行政対応も発生しています。

「いつでも、どこでも、誰でも」困った時に医療サービスを受けられるのが日本の医療制度、社会保障の良さだったはずですが。

すべての国民には、「健康で文化的な生活を営む権利」があり、国には、社会保障、公衆衛生の「向上、増進」を行う義務があります。

高齢者が増えれば、医療費が増えるのは当たり前のこと。長生きすれば体にガタがくるのは当然だからです。

「栄養」と「健康」の知識の普及を

確かに「少し風邪を引いただけでも医者に行く」等の風潮があります。そして医療機関についても不必要